

川越町ふれあいバス車内広告募集要項

1 趣旨

この要項は、川越町ふれあいバス（いきいき号 三重 800 せ 2905）（以下「川越町ふれあいバス」という。）車内設置の車載用液晶表示器に掲載する車内電子広告を募集するにあたり必要な事項を定めるものです。

2 募集の内容

車内広告（以下「広告」という。）広告主

3 募集期間及び方法

(1) 募集期間

第1次募集 （新年度4月1日から掲載開始）

掲載開始月の前々月（2月1日から2月末日）受付

第2次募集 （4月以降随時掲載開始）

随時受付（掲載開始日・申し込み期限については、お問い合わせください。）

(2) 応募方法 郵便又は直接持参

(3) 提出書類

・川越町有料広告掲載申込書（様式第1号）

（添付書類）電子データによる掲載広告原稿

4 広告掲載の内容

(1) 掲載位置 広告の場所は川越町ふれあいバス車載用液晶表示器モニターとする。

なお、掲載広告は、1枠20秒ごとに切替え表示を行い、再生リスト（15枠）をすべて表示した後は、反復表示するものとする。

(2) 募集枠数 15枠

(3) 規格及び仕様

ア 大きさ 縦1,024ピクセル×横768ピクセル

モニター規格 縦228mm×横304mm

イ 形式 BMP又はJPEGとする。

静止画ファイルの仕様

形式	拡張子	使用制限	解像度
BMP	.bmp	・8/16/24/32bitフルカラー ※インデックスカラー形式は非サポート	表示エリアに応じたドット バイドットを推奨
JPEG	.jpg	・色成分RGB形式 ※色成分CMYK形式は非サポート	

(4) 掲載期間

広告の掲載期間は、申し込み1件につき1か月単位とし、連続して掲載できる期間は最大12か月までとする。ただし、年度を越える掲載はできないものとする。

(5) 掲載料金と納入方法

ア 掲載料金 広告掲載料金は、1 枠につき月額 1, 5 0 0 円とする。

イ 納入方法 広告主は、掲載期間にかかる料金を、町が指定した納期限までに一括全納しなければならない。

5 応募資格

川越町有料広告掲載要綱（平成 26 年 3 月 11 日要綱第 5 号）第 4 条に該当するものでないこと。

6 業者決定方法

川越町有料広告掲載要綱及び川越町広告掲載基準に基づき、川越町広告審査委員会において審査の上決定します。

7 製作上の注意事項

(1) 川越町有料広告掲載要綱、川越町広告掲載基準を遵守すること

(2) 広告内容、色、形状等、仕様については町と協議すること

(3) 製作のデザイン（入稿）は、町と協議のうえ、データで納品ができること

8 広告内容に関する苦情

(1) 広告主は、広告の内容に関する苦情等について一切の責任を負い、速やかに解決に当たること

(2) 広告主の営業停止等の問題が発生した場合は、速やかに町に報告すること

9 広告掲載の取り消し

審査会は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(2) 広告掲載又は広告主が適切でないと川越町広告審査委員会が判断したとき

(3) (2) の場合であっても広告料は返金しない

10 応募先・問い合わせ先

〒510-8588

川越町大字豊田一色 2 8 0 番地 川越町役場 福祉課

T E L : 0 5 9 - 3 6 6 - 7 1 1 6

F A X : 0 5 9 - 3 6 5 - 5 3 8 0

E-mail : k-fukushi@town.kawagoe.mie.jp